

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
財務会計システム保守運用支援業務	令和3年4月1日	富士通Japan(株)	8,164,200	富士通Japan(株)は当該システムを設計・開発した企業で、以降、保守運用業務を受託して内容を熟知しており、パッケージソフトのサポートが可能な唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (Tel: 322-0530)
神戸市ホームページ保守運営・企画広報業務	令和3年4月1日	株式会社イディー	2,750,000	神戸市水道局ホームページを制作した事業者を引き続き保守運営を依頼することで、業務を滞りなく行うことができるため。また、現在のホームページ内で、ビジュアルに合った企画を行うことで、ホームページ全体の統一感をもたらしながらコンテンツを充実させることを目的として、新規公募時に委託先となった事業者と引き続き年度ごとに継続契約することを公募条件としたため。 (地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL078-322-0235)
神戸市水道局職員研修等業務	令和3年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	10,183,800	委託選定先である神戸市水道サービス公社には、本市の水道事業に精通した水道局OB職員が多数在籍しているため、実地研修時には、現場とのスケジュールや研修内容の調整のみならず、経験豊富な公社職員に、現場説明・研修講師までを任せることが可能である。水道技術職の育成にあたっては、他事業者から受託した育成事業のノウハウを活かした研修プログラムの提案を行うなど、高い専門性が期待される。 さらには、宝塚市職員向けのオーダーメイド研修、JICA課題別研修、指定業者の更新にかかる研修、生活衛生課からの県下育成事業などを受託しており、水道事業関連の民間事業者や、県下他事業者などとの人的ネットワークを持っていることから、これらの事業者等と連携した、神戸市のみならずより広域的な技術技能の継承や、効率的な情報収集を行うことが可能である。 また、その人的ネットワークを活かして、迅速な対応が求められる震災などの災害時には、近隣都市とも柔軟かつ円滑に連携を行うことが可能となる。 そのため、本業務の施行に必要な不可欠な本市水道事業に関する理解や経験を有し、確実な業務履行が見込まれる神戸市水道サービス公社へ委託を行う。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL:322-5873)
北野会館運営管理業務	令和3年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	4,333,890	共助組合からの補助金の申請代行や他部局利用者への説明・協議・調整を局代理として公平中立な立場として対応でき、福利厚生施設及び研修施設として、包括的に建物の運営維持管理を行うことができる事業者は、「神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的」と定款に掲げており、現段階では水道局の外郭団体である「一般財団法人 神戸市水道サービス公社」以外にないと考えられる。 なお、委託内容について、更なる業務の効率化や運営方法の見直しにより、平準化できるように検討したいと考え、期間を令和3年9月30日までとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL:322-5873)

委託契約における特命随意契約の結果について

健康診断（人間ドック受診者分）	令和3年4月1日	神戸市職員共済組合	職員定期健康診断 6,780円/件 前立腺がん検査 500円/件 職員婦人科(乳がん)健診 1,000円/件	神戸市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき短期給付、長期給付、福祉の3つの事業について、組合員の「掛金（保険料）」と事業主等の「負担金」の労使折半によって運営されている。その内の福祉事業の位置づけで人間ドックは実施されており、希望する職員の定期健康診断項目のカバーを始め、受診機関数の多さ、受診助成を行い職員の負担軽減等、職員の健康管理に大きく寄与している。委託金は通常定期健診を行う際に事業者が負担しなければならない費用相当分のみとなっており、同内容で実施できる業者は、神戸市職員共済組合以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (TEL: 322-5873)
コンビニエンスストアにおける水道料金等の収納事務	令和3年4月1日	(株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブンイレブン・ジャパン 山崎製パン(株) 国分グローサリーズ チェーン(株) (コミュニティ・ストア) (株)しんきん情報サービス	(支出予定額) 75,651,000	お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開し、既に局の電子計算機処理システムとの連携を行ってきており、継続してお客さまサービスを提供することができるコンビニストアと契約する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局お客さまサービス課 (TEL: 322-5884)
水道料金等収納データ作成業務	令和3年4月1日	(株)さくらケーシーエス	8,280,000	当該業者は本市の指定金融機関の関連会社であり、当該業務を行うために最も合理的に業務を委託できる点、本市専用のシステムを構築している点、また営業オンラインシステムも当該業者との連携を前提に構築している点において、履行可能な唯一の業者のため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局お客さまサービス課 (TEL: 322-5885)
水道料金等のクレジットカード決済に係る指定代理納付業務	令和3年4月1日	三井住友カード(株) (株)ジェーシービー SMBCファイナンスサービス(株) (株)クレディセゾン イオンクレジットサービス(株) (株)ジャックス ユーシーカード(株)	(支出予定額) 37,653,000	平成23年度の業務開始後、当初の公募条件を満たす内容でクレジット決済に係る指定代理納付業務への参入を希望している唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局お客さまサービス課 (TEL: 322-5884)
水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務	令和3年4月1日	GMOペイメントゲートウェイ(株)	(支出予定額) 14,035,000	当該業者は当該業務を行うために本市専用のシステムを構築しており、また、営業オンラインシステムも上記業者との連携を前提に構築しており、当該業務を履行できる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局お客さまサービス課 (TEL: 322-5884)
水道料金口座登録 RPA導入業務委託	令和3年6月21日	日本電気(株)神戸支社	3,432,000	水道局の営業オンラインシステムは日本電気(株)製のシステムであり、著作権は日本電気(株)に帰属しており、目的を達成するためにライセンスと営業オンラインとの互換性や整合性を確保することが必須な点において、履行可能な唯一の業者のため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局お客さまサービス課 (TEL: 322-5885)

委託契約における特命随意契約の結果について

Web口座振替契約受付サービスの取扱業務に係る委託	令和3年8月20日	㈱みなと銀行	1,100,000 200円/件	Web口座振替契約受付サービスを利用する際は金融機関との契約が必須となり、特定の金融機関と契約しなければ本サービスが利用できない。当該金融機関は当局の出納取扱金融機関であり、令和元年度新規口座登録者率が12.3%（新規登録率・登録率第3位）の実績があるため選定した。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	水道局お客さまサービス課 TEL: 322-5885
管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務	令和3年4月1日	コンピュータシステム(株)	44,000,000	当該システムは、ドコモシステムズ㈱が開発（神戸市仕様にカスタマイズ含む）したものであるが、令和2年4月1日をもってドコモシステムズ㈱が事業から撤退し、委託予定先に権利譲渡が行われたため、委託予定先は、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者である。 （根拠法令） 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897
配水管減圧弁水圧データ提供等業務	令和3年4月1日	(株) KWS	2,382,600	本業務では、減圧弁の水圧測定技術と無線技術の複数分野に係る測定・通信機器を、当局の要求水準を満たしたうえで開発する技術力と、開発した機器の故障等トラブル対応を含む管理運用を円滑に遂行できる体制の双方が必要となる。加えて、実証確認という業務の性質を踏まえ、限られた期間中に速やかに当局の要求水準を満たす機器開発を完了させ、実証のための十分な運用期間を確保する必要がある。複数業者（無線を利用した管路調査等を行う業者）に業務内容を説明の上、業者を探したが、委託先候補以外に出来る業者はいなかった。 （根拠法令） 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897
給・配水管路情報データ提供業務	令和3年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社	4,900,500	本業務では、市内全域の給・配水管路情報や利用登録者の情報等を取り扱い、また、情報提供時の市民からの質問等にはきめ細やかな対応をしなければならないことから、情報管理の徹底と神戸の水道事業に対する深い理解の双方を要する。加えて、インターネットを活用した管路情報公開は水道サービス公社のHP上で稼働するシステムであることから、委託予定先は、本業務を遂行できる唯一の者である。 （根拠法令） 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897
篠原低層配水本管整備工事 地質及び地下水調査業務	令和3年4月8日	スミカワ研究所有限公司	12,650,000	本業務の遂行には 灘五郷酒造組合水資源委員会の委員として50年以上の長きにわたり、宮水の保全や調査に関する実績があり、過去のデータと合わせて分析することで、本工事による宮水の影響が把握でき、委託する目的どおりの成果が期待できる。また、宮水に関する調査・研究資料ならびに宮水の影響分析等の技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記選定業者以外にはない。 （根拠法令） 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>水管橋塗装塗替作業の発注及び監督業務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>25,300,000</p>	<p>配水管の更新工事の増に伴い、多大な業務量（設計・積算・監督業務）が続いており、その中で経年劣化した水管橋塗装の塗替え作業の発注及び監督業務を執行していくには現体制では非常に困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。 本業務を遂行するための外部組織の要件としては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」第21条において、「専門的な知識・経験を有し、公平・中立性のある団体」とされており、以下の(1)から(3)の条件を満足する必要がある。 (1)公共工事に関する法令、積算基準、設計・施工監理の専門的な知識と経験を有していること。 (2)私企業と利害関係が無く公平性・中立性が確保されていること。 (3)守秘義務を果たすことができること。 【根拠法令】 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>令和3年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート及び水理解析業務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(株) 管総研</p>	<p>12,793,000</p>	<p>現在使用しているP-DESは、水道局と管総研が共同開発したシステムである。本業務を遂行するためには、①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること、②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。これらの要件を満たしている唯一の者である。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>道路縦断方向給水管の配水管化並びにふくそう管統合にかかる設計</p>	<p>令和3年4月9日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>68,420,000</p>	<p>業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。上記委託先候補は、昭和42年度～平成23年度にかけて自主事業として先行管布設事業を実施してきた経緯があり、給水管の輻輳防止など給水施設の維持管理の適正化に寄与してきており、当該業務に必要な技術力、対応力を有している。また、工事発注に伴う積算技術や入札方法についても、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規程条件を備えている。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、委託予定先以外にはないため随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市工業用水道における 令和3年度水道メーター更新 監理及び令和4年度更新 箇所 調査業務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財)神戸市水道 サービス公社</p>	<p>①総額2,399,100円 ②i 単価契約 新規ユーザー向けメーター等設置監理業務1箇所につき722,700円 ii 故障メーター等設置監理業務1箇所につき721,600円 iii 休日夜間作業管理対応割増(メーター設置・更新・故障取替)1箇所につき85,800円</p>	<p>工業用水道の大口径のメーター取替には、局に代わりバルブ操作を行うために赤水発生恐れがあり、豊富な経験が必要である。また、作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要望対応など特に丁寧なユーザー対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業務を履行できるのは、委託予定先以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>神戸市工業用水道 遠隔水量監視システム ユニット設置・設定業務 託 (委託審議案名)神戸市 工業用水道における ユーザー使用水量データ 遠隔モニタリング機器取 付 業務委託</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>株式会社KWS</p>	<p>5,793,480</p>	<p>各ユーザーの使用水量を確認するには、各ユーザー受水場所に設置している計器盤に保持されているデータを取得する必要がある。したがって、確実に施工できるのは、既設計器盤の設計製造業者のグループ会社であり、令和2年度に先行して一部ユーザーに同機器を取り付けている実績を有する委託予定先以外にはないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>神戸市工業用水道遠隔水 量監視システム サー バー保守業務 (委託審議案名)神戸市 工業用水道における ユーザー使用水量データ 遠隔モニタリング サーバー運用保守業務委</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>株式会社KWS</p>	<p>①基本料金 月額 38,500円 ②LTE回線使用 料 遠隔監視装置 取付箇所1箇所当 たり月額1,100円</p>	<p>本業務は、各ユーザーの使用水量を遠隔でモニタリングするシステムに必要なデータを計器盤から受信・保持・集約に必要なサーバーの運用保守を行うものである。サーバーの運用には同システム及びサーバー構造等を熟知している必要がある。したがって、確実に運用保守を行えるのは、システムを開発しサーバーを立ち上げた委託予定先であり、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>神戸市工業用水道 令和3年度計器盤保守業 務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>ケイ・アイシステム サービス株式会社</p>	<p>①総額4,416,500円 ②単価契約 計器 盤異常時修理対応 業務1箇所につき 55,000円</p>	<p>本業務は、既設の工業用水道の使用水量を計測する計器盤の保守点検及び修理を行うもので、本市既設の計器盤の構造を熟知している必要がある。したがって、本業務を確実に施工できるのは、平成29年度から当市が導入している新型小型計器盤の設計業者であり計器盤の構造を熟知し、従前に設置されていた計器盤の修理・改造も行っている委託予定先以外にはないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市工業用水道における工業用水受付センター運営業務委託</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>①総額9,900,000円 ②単価契約 ユーザー電話問合せ後の出勤業務1箇所につき105,600円 ただし通常業務時間内は不要とする</p>	<p>本業務は、局に代わってユーザーの企業情報である工業用水利用水量及び利用料等の情報を収集し、営業オンライン端末等を扱い料金調定・請求業務を行うものが含まれており、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の施行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある委託予定先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>令和3年度指定給水装置工事事業者の更新に関する業務委託</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>4,834,500</p>	<p>本業務の実施に当たり、水道法等の関係法令への理解等、一定の専門性が求められる。 また、当該委託予定先は、市の外郭団体であり公的な側面があるため、更新手続きを行う指定業者に安心・信頼感を与えられることや、本業務に「指定業者講習会の受講状況の確認」も含まれており、当該委託予定先は、指定業者への研修業務を日本水道協会兵庫県支部から受託していることから、確実に本業務を履行できるのは当該委託予定先以外にないため。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>水道修繕受付センターPRシール全戸配布業務委託</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(東部) ジェネッツ・ニチジョーJV (中部) 日本ウォーターテックス・三木美研舎委託業務共同企業体 (西部・垂水) 第一環境・神管協委託業務共同企業体 (北) ポータスタッフ・マイタウンサービスJV</p>	<p>単価契約(1件あたり5円)</p>	<p>本業務は、水道修繕受付センターのPRシールを「ご使用水量のお知らせ」とともに投函等を行うこととしており、確実に本業務を履行できるのは、現在「水道メーター検針・未納整理等業務委託」を受託している当該委託予定先以外にないため。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>
<p>期間満了メーター取替等業務(大口徑)</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>57,200,000</p>	<p>大口徑のメーター取替には、局に代わりバルブ操作を行つために赤水発生のおそれがあり、豊富な経験が必要である。また、作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要望対応など特に丁寧なお客さま対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業務を履行できるのは、委託予定先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

メーター管理及び配水資材等管理業務	令和3年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	34,760,000	<p>本業務の施行には、水道メーターや配水資材など局の資産を管理するため、営業オンライン端末や財務会計端末等を取り扱うことや、局に代わって水道料金徴収の基礎となる水道メーターの不具合対応など高いお客さまへの説明を行うなど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の施行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある委託予定先以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局配水課 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL078-322-5897
産業廃棄物埋立処分業務	令和3年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	11,110,000円/t (予定数量250t)	<p>委託予定先は、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。</p> <p>本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書（昭和60年4月1日付け）において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局施設課 (TEL: 322-5902)
水道施設場内管理 監理業務	令和3年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	10,650,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務には、配水場等の水道の重要施設内での作業を含み、水道法等の関係法令への理解等、一定の専門性が求められる。 ・本業務には、作業に際して直接住民との協議を含み水道局に代わり円滑に進めることが求められる。 ・本業務では、予算や執行状況を考慮し、地域住民からの要望と局の所管事業所の意向を調整し、作業の実施時期や範囲を判断する監理・調整を行えることが求められる。 <p>上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定以外には無いため、随意契約をするものである。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局施設課 (TEL: 322-5902)
会下山グラウンド・テニスコート市民開放業務	令和3年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	4,968,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務のうち、特に抽選業務は、抽選会の運営のみならず、抽選そのものに対する中立性、公平性が担保され、且つ利用者からの信頼を確保しなければならない。 ・問い合わせや施設周辺地域への対応では、市民開放に至るまでの経緯等も踏まえたうえでの適宜適切な判断・処理が求められる。 <p>・業務の履行場所は現在供用中の水道施設内にあり、衛生上の安全や施設の保安等について、必要な措置を講じなければならない、市民開放業務との兼ね合いにおいて、局との迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に局と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持ち、これらを担保できることが求められる。</p> <p>上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定先以外には無いため、随意契約をするものである。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局施設課 (TEL: 322-5902)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>第二神明道路内他残置管 処理工事監理等業務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道 サービス公社</p>	<p>29,062,000</p>	<p>・本業務は、第二神明道路に占用している送水管のうち、不要となった部分を撤去するものである。業務の委託先に対しては、供用中の管路を損傷することのないよう適切な工事監理が求められることから、水道工事の技術・ノウハウに加え、本市水道施設の特徴にも熟知している必要がある。</p> <p>・また、本業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。</p> <p>・上記委託予定先は、工事発注に伴う積算技術や入札方法について、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規程条件を備えている。</p> <p>・また、本市水道施設に係る業務に関して、これまで長年に亘り実績を積み上げており、水道局職員と同等の技術力、対応力を有している。</p> <p>・さらに、過年度に実施した本業務に関連する調査・計画・設計、及び道路管理者等との協議・施工調整なども行っており、全体を掌握していることから、当該団体に工事監理等を委託することにより、効率的かつ確実な工事の遂行が期待できる。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定先以外にはない。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局施設課 (TEL: 322-5902)</p>
<p>水道施設場内防草対策工 事監理等業務</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道 サービス公社</p>	<p>86,405,000</p>	<p>・本業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。</p> <p>・本業務は、配水場やポンプ場など水道施設内の工事であり、埋設管、構造物、及び電機設備等を損傷することのないよう、適切な工事監理が必要であり、本市の水道事業や水道施設に対する深い理解を要する。</p> <p>・上記委託予定先は、工事発注に伴う積算技術や入札方法について、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規程条件を備えている。</p> <p>・また、本市の水道施設管理に係る業務に関して、長年に亘り実績を積み上げており、本市水道施設の構造、特徴等について熟知しており、水道局職員と同等の技術力、対応力を有する唯一の者である。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定先以外にない。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局施設課 (TEL: 322-5902)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>名谷ポンプ場・下谷上ポンプ場建築施設維持修繕工事 設計・工事監理業務</p>	<p>令和3年6月17日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>23,714,900</p>	<p>・配水場やポンプ場等の水道の重要施設内での工事を伴うため、水道法等の関係法令の理解や特別な専門性・安全確保などを要する。 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下品確法）第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局施設課 (TEL: 322-5902)</p>
<p>浄水場見学会の受付業務及び案内業務（退職者協議会との調整含む）</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>一般社団法人 神戸市水道サービス公社</p>	<p>4,258,100</p>	<p>日程調整・市民対応等水道局に代わり業務を行う必要があり、さらに説明用パンフレットの作成・修正等については、神戸市の水道事業や水道施設の特徴に深い理解を要するため。 (地公企法施行令 第21条の14第1項第2号)</p>	<p>水道局浄水管理センター (電話351-2414)</p>